

案

議案第 号

霧島市個人情報保護条例の一部改正について

霧島市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日提出
霧島市長 前 田 終 止

霧島市個人情報保護条例の一部を改正する条例

(霧島市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 霧島市個人情報保護条例(平成17年霧島市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、第4号の次に次の3号を加える。

- (5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (6) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
- (7) 特定個人情報ファイル 番号法第2条第5項に規定する個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

第11条の見出し中「利用」を「保有特定個人情報以外の保有個人情報の利用」に改め、同条第1項中「保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加え、同条に次の2条を加える。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第11条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である

案

ときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有特定個人情報の利用目的以外の目的のための当該実施機関の内部における利用を特定の部局又は組織に限るものとする。

(保有特定個人情報の提供の制限)

第11条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

第12条中「前条第2項第3号」を「第11条第2項第3号」に改める。

第15条第2項中「以下「法定代理人」という」を「保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「代理人」と総称する」に改める。

第16条第1項第2号及び第2項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第17条第1号及び第26条第2項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第26条第2項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第28条第1項中「係る保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。)」を加える。

第30条第2項並びに第31条第1項第2号及び第3項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第38条第1項中「掲げる保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。)」を加え、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「法定代理人」を「代理人」に、「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思量するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該保有特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第11条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第11条の3の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提

案

供の停止

第39条第1項第2号中「法定代理人」を「代理人」に改め、同条第2項中「前条第2項」を「前条第3項」に、「法定代理人」を「代理人」に改める。

第2条 霧島市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 情報提供等記録 保有特定個人情報のうち、番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。

第11条の2第2項本文中「保有特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この項及び次項において同じ。)」を加える。

第24条第1項中「保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加える。

第36条第1項中「保有個人情報」の次に「(情報等提供記録を除く。)」を加える。

第37条中「提供先」の次に「(当該保有個人情報が情報提供等記録である場合にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録される者であって、当該実施機関以外のものに限る。))」を加える。

第38条第2項中「自己を本人とする保有特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加える。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第31条の規定により、本市が保有する特定個人情報の適正な取扱いの確保措置等について、本条例の所要の改正をしようとするものです。